

Ace Academy 日本語科 学則

令和7年4月1日策定

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、日本での活躍を夢見、そのために大学・高等専門学校・専門学校専修課程でのより高い勉学を目指す学生に対し、よりよい教育環境と質の高い日本語知識を含む日本語教育を教授し、基盤として多様な社会の要請に即応し、国際社会においてリーダーシップを発揮し、グローバル社会で活躍できる高度人財を愛情をもって育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、「Ace Academy 日本語科」(英語表記: Ace Academy Japanese Language School)と称する。

(所在地)

第3条 本校は、大阪府堺市堺区新町2-21に置く。

(自己点検・自己評価)

第4条 本校は、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に則って、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は別途定める。

第2章 修業期間、授業日数及び休業日

(コース・修業期間・学生定員)

第5条 本校のコース、修業期間、学生定員、及びクラス数は、次の表のとおりとする。

| 部 | コース名 | 就業期間 | 収容定員 | クラス数 | 備考 |
|-----|-----------------|-------|------|------|----------|
| 第1部 | 進学日本語 2年コース | 2年 | 60名 | 3クラス | 4月生 60名 |
| | 小計 | | 60名 | 3クラス | 60名 |
| 第2部 | 進学日本語 1年6か月年コース | 1年6か月 | 40名 | 2クラス | 10月生 40名 |
| | 小計 | | 40名 | 2クラス | 40名 |
| 計 | | | 100名 | 5クラス | 100名 |

(始期・終期等)

第6条 本校の各コースは、4月(又は10月)に始まり、3月に終わる。

2 前条の期間を分けて、次の学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

3 校長が特に必要があると認めたときは、前項の期間を変更することができる。

(授業日数及び休業日)

第7条 本校が授業を開校できる日数は1年から以下の休業日を除いた日数とする。

2 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 春季休業 3月下旬から4月上旬まで
- (4) 夏季休業 7月下旬から8月中旬まで
- (5) 秋季休業 9月下旬から10月上旬
- (6) 冬季休業 12月下旬から翌年1月上旬まで

3 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

4 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わない。細則は別途定める。

5 第2項及び第3項については別途定める。

(授業の終始時刻)

第8条 授業の終始時刻は、校長が定める 細則は別途定める。

第3章 教育課程、授業時数及び学習の評価

(日本語教育課程)

第9条 本校には、以下の表の各コース別日本語教育課程を置き、修業期間、目標とする日本語能力（「日本語教育の参考枠」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）の尺度で示された日本語能力をいう。）、授業科目及び授業時数は次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は、45分とする。

【教育課程】

| | | |
|-----|----------------|-------|
| 第1部 | 進学日本語 2年コース | 2年 |
| 第2部 | 進学日本語 1年6か月コース | 1年6か月 |

【授業科目及び時間数】

| 科目名 | 言語活動 | 学習時間 (2年) | 学習時間 (1年6か月) |
|--------------------------|--------------------------|--------------|-----------------|
| 日本語コミュニケーション (会話やりとり) | 話す（やりとり） | 277単位時間 | 163単位時間 |
| 日本語コミュニケーション (発表) | 話す（発表） | 114単位時間 | 74単位時間 |
| タスク型学習 | 聞く/話す（やりとり・ 発表）/読む/書く | 120単位時間 | 120単位時間 |

| | | | |
|-----------|------------------------|----------|----------|
| 文法 | 読む/書く | 231 単位時間 | 191 単位時間 |
| 漢字語彙 | 読む/書く | 203 単位時間 | 163 単位時間 |
| 読解 | 読む | 194 単位時間 | 154 単位時間 |
| 聴解 | 聞く | 147 単位時間 | 107 単位時間 |
| 記述 | 書く | 103 単位時間 | 73 単位時間 |
| プロジェクトワーク | 聞く/話す (やりとり・発表) /読む/書く | 74 単位時間 | 34 単位時間 |
| 異文化理解 | 聞く/話す (やりとり・発表) /読む/書く | 57 単位時間 | 47 単位時間 |
| 総合学習 | 聞く/話す (やりとり・発表) /読む/書く | 56 単位時間 | 56 単位時間 |
| キャリアデザイン | 聞く/話す (やりとり・発表) /読む/書く | 24 単位時間 | 18 単位時間 |

(クラス編成)

第 10 条 クラスは、学生の日本語能力等を基準に 20 名以下ごとに分けて編成する。

(学習の評価)

第 11 条 学習の評価は、試験成績、出席状況、授業評価等を総合して決定し、A～E の 5 段階評価とする。

第 4 章 教員及び職員組織

(教員及び職員組織)

第 12 条 本校に、次の教員及び職員を置く。なお、下記 (1)～(6) は兼務することができる。

- (1) 校長
 - (2) 主任教員
 - (3) 日本語教員 (主任教員除く) 4 名以上 (うち本務等教員 2 名以上)
 - (4) 生活指導担当者 2 名以上
 - (5) 事務統括責任者
 - (6) 事務職員 (事務統括責任者を除く) 2 名以上
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。(副校長・副主任教員等)
- 3 校長は、校務をつかさどり、所属教員及び職員を監督する。
- 4 主任教員は、教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、教務を統括する。
- 5 事務統括責任者は学校事務を統括する。

(教員会議)

第 13 条 職務の円滑な執行に資するため、教員会議を置く。

- 2 教員会議は校長又は主任教員が主宰する。

第5章 入学、休学、退学、転学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第14条 本校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 母国あるいは外国において、12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 進学2年コースは、日本語を150時間以上履修または日本語教育参考枠A1 (JLPTN5)相当の日本語力を有している者
- (3) 進学1年6か月コースは、日本語を300時間以上履修または日本語教育参考枠A2 (JLPTN4)相当の日本語力を有している者
- (4) 心身ともに健康であり、日本国法令および本校の学則および諸規定を順守する者
- (5) 経費支弁者が留学期間中の全ての経費を支弁する能力がある事

(入学時期)

第15条 本校への入学は、年2回とし、その時期は4月及び10月とする。

(入学手続き)

第16条 本校への入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書、その他書類に必要な事項を記載し、第24条に定める入学選考料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。
- (2) 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第24条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

(休学・復学)

第17条 学生が疾病や事故その他やむを得ない事由によって、5日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学期間を記載した休学届に、診断書等必要書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、その旨を届け出て、校長の許可を受けなければならない。

(退学・転学)

第18条 退学又は転学しようとする者は、退学・転学届にその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第19条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第11条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けたものに対して当該科目の修了を認定する。

- 2 校長は、本校の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。
- 3 修了要件に満たなく、指導をしても改善がない場合は卒業を認めず帰国指導を行う。

(除籍)

第 20 条 次のいづれかに該当する者は、校長が除籍することがある。

- (1) 授業料の納付期限を経過し、督促しても納付しない者。
- (2) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 法律違反等により刑事罰を受けた者。
- (4) その他校長が必要であると認めた者。

(褒賞)

第 21 条 校長は、成績優秀かつ他の学生の模範となるに者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第 22 条 校長は、本校の学則、その他本校が定める諸規則を守らず、学生の本分に反する行為があった場合において、教育上必要と認められる場合には、当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の 3 種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいづれかに該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
 - (3) 正当な理由がなく出席できない者。
 - (4) 本校の秩序を乱し、学生の本分に著しく反した者。
 - (5) その他校長が必要であると認めた者。

(帰国)

第 23 条 本校を退学、除籍となった場合は、速やかに帰国し、帰国後に本校に報告しなければならない。

第 6 章 学生納付金

(学生納付金)

第 24 条 本校の学生納付金は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 選考料 | 20,000 円 |
| (2) 入学金 | 60,000 円 |
| (3) 授業料 | 630,000 円 (年額) |
| (4) 施設費 | 28,000 円 (年額) |
| (5) 設備費 | 10,000 円 (年額) |
| (6) 教材費 | 35,000 円 (年額) |
| (7) 課外活動費 | 10,000 円 (年額) |
| (8) 健康管理費 | 5,000 円 (年額) |

※上記に別途消費税を加算する

(納入)

第 25 条 学生が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 学生が休学した場合、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第 26 条 学生が、正当な理由なくかつ所定の手続きを行わずに、授業料を 3 か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、当該学生に対して退学を命ずることができる。

(学生納付金の返還)

第 27 条 既に納付した学生納付金は、原則として返金しない。ただし、各号に該当する場合はそのかぎりではない。

- (1) 在留資格認定証明書交付後、ビザ申請が拒否された場合は入学選考料を差し引いた上で、その残額を本人に返金する。
 - (2) 学生納付金納入後の自己都合による入学辞退の場合は、入学選考料及び入学金を差し引いた上で、その残額を本人に返金する。
 - (3) その他入学時までに特別な事由（本人死亡等）が発生した場合は、その都度校長が判断する。
- 2 停学を命ぜられた者も同様とする。
- 3 退学を命ぜられた者が既に納入した納付金は、原則として返還しない。

第 7 章 雜則

(健康診断)

第 28 条 健康診断は毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

第 29 条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

付則

この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

AceAcadmy 日本語科 細則

第1条 学則第4条に定める点検及び評価の実施は、Ace Academy 日本語科 自己点検・自己評価実施要項によるものとする。

第2条 学則第7条の本校の休業日（臨時休業）

*学校の所在地に暴風警報が発令されている場合は、つぎのとおりとする。

午前部は午前7時、午後部は午前11時現在警報が発令されているとき、終日臨時休校とする。

*その他の気象警報の発令、及び危険が予測される場合は、その状況に応じて校長の判断に従う。第2項の臨時開校については校長が必要と認める時は開校とする。

第3条 学則第3条の授業の終始時刻

| 午前クラス | 午後クラス |
|-----------------|-----------------|
| 1時限 8:50~9:35 | 1時限 13:10~13:55 |
| 2時限 9:40~10:25 | 2時限 14:00~14:45 |
| 3時限 10:35~11:20 | 3時限 14:55~15:40 |
| 4時限 11:25~12:10 | 4時限 15:45~16:30 |

第4条 学則第29条の健康診断は、次のとおり実施する。

毎年4月生は5月に行う

毎年10月生は11月に行う。